

資料 4－3

沖縄 21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等
総点検報告書（草案）



令和元年7月
沖縄県

目 次

第1章 総説

1 これまでの沖縄振興の総括	1
2 沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果と課題	
(1) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築	6
(2) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築	7
(3) 将来像実現の原動力となる人づくり	7
3 今後の沖縄振興の基本的考え方	8
4 今後の沖縄振興の方向性	
(1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	11
(2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	11
(3) 希望と活力あふれる豊かな島を目指して	12
(4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	13
(5) 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して	13
(6) 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用	14
(7) 離島の条件不利性克服	15
(8) 海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築	15
(9) 地方自治拡大への対応	16
5 本報告書の位置付け	17

第2章 沖縄振興の現状と課題

1 我が国及び本県の経済社会の動向	
(1) 我が国経済社会の動向	19
(2) 本県経済社会の動向	22
2 これまでの沖縄振興の分野別検証	
(1) 沖縄らしい優しい社会の構築	
ア 環境保全	28
イ 文化	42
ウ 健康長寿・保健医療	59
エ 子育て・福祉	67
オ 離島振興（定住条件整備）	86
カ 生活基盤整備	100

キ 防災	108
ク 特殊事情（米軍基地問題、戦後処理問題）	116
(2) 強くしなやかな自立型経済の構築	
ア 社会基盤整備	125
イ 交流	139
ウ 観光産業振興	149
エ 情報通信関連産業振興	163
オ 新リーディング産業振興	170
カ 農林水産業振興	183
キ 製造・中小企業等振興	198
ク 雇用対策	209
ケ 離島振興（産業振興）	219
コ 特殊事情（駐留軍用地跡地の有効利用の推進）	226
サ 政策金融の活用	233
(3) 将来像実現の原動力となる人づくり	
ア 人材育成	254
3 社会経済フレーム（計画展望値）の動向	286
(1) 人口の動向	291
(2) 労働力の動向	302
(3) 主要な経済指標の動向	312

第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	
(1) 自然環境の保全・再生・適正利用	327
(2) 持続可能な循環型社会の構築	339
(3) 低炭素島しょ社会の実現	345
(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化的創造	352
(5) 文化産業の戦略的な創出・育成	362
(6) 価値創造のまちづくり	367
(7) 人間優先のまちづくり	371
2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	
(1) 健康・長寿おきなわの推進	377
(2) 子育てセーフティネットの充実	382
(3) 健康福祉セーフティネットの充実	398
(4) 社会リスクセーフティネットの確立	410
(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	416
(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	420

(7) 共助・共創型地域づくりの推進	427
--------------------	-----

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備	432
(2) 世界水準の観光リゾート地の形成	443
(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化	466
(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	479
(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	491
(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	500
(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興	511
(8) 地域を支える中小企業等の振興	527
(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	540
(10) 雇用対策と多様な人材の確保	553
(11) 離島における定住条件の整備	570
(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	583
(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進	600
(14) 政策金融の活用	606

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

(1) 世界との交流ネットワークの形成	614
(2) 国際協力・貢献活動の推進	622

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進	626
(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備	630
(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	634
(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	644
(5) 産業振興を担う人材の育成	651
(6) 地域社会を支える人材の育成	658

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

(1) 米軍基地から派生する諸問題への対応	665
(2) 沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた方策等についての調査・研究	666
(3) 駐留軍用地跡地利用	667

2 離島の条件不利性克服と国益貢献

(1) 交通・生活コストの低減	670
(2) 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上	671

(3) 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化	673
---------------------------	-----

(4) 過疎・辺地地域の振興	674
(5) 観光リゾート産業の振興	675
(6) 農林水産業の振興	677
(7) 特產品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化	679
(8) 離島を支える多様な人材の育成	680
(9) 交流と貢献による離島の新たな振興	682

3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

(1) 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備	684
(2) 人流・物流を支える港湾の整備	685
(3) 陸上交通基盤の整備	687
(4) 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成	688
(5) 農林水産物の流通・販売・加工対策の強化	692

4 地方自治拡大への対応

(1) 沖縄特例制度等の活用	693
(2) 沖縄振興交付金制度の活用	694
(3) 地方税財源の充実	697
(4) 地方分権への対応と道州制についての検討	698

第5章 圏域別展開

1 北部圏域

(1) 主な取組による成果等	706
ア 環境共生型社会の構築	706
イ 圏域の特色を生かした産業の振興	707
ウ 生活圏の充実	708
エ 駐留軍用地跡地利用の推進	710
オ 国際交流等の推進	710
(2) 今後の主な課題	711

2 中部圏域

(1) 主な取組による成果等	717
ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成	717
イ 圏域の特色を生かした産業の振興	718
ウ 国際交流・貢献等の推進	720
エ 駐留軍用地跡地利用の推進	721
(2) 今後の主な課題	721

3 南部圏域

(1) 主な取組による成果等	727
ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成	727
イ 圏域の特色を生かした産業の振興	730
ウ 国際交流・貢献等の推進	732
エ 駐留軍用地跡地利用の推進	733
(2) 今後の主な課題	733
4 宮古圏域	735
(1) 主な取組による成果等	739
ア 環境共生型社会の構築	739
イ 抱点都市機能の充実	740
ウ 圏域の特色を生かした産業の振興	740
エ 生活圏の充実	741
オ 国際交流等の推進	743
(2) 今後の主な課題	743
5 八重山圏域	744
(1) 主な取組による成果等	749
ア 抱点都市機能の充実	749
イ 圏域の特色を生かした産業の振興	749
ウ 生活圏の充実	751
エ 環境共生型社会の構築	752
オ 国際交流等の推進	752
(2) 今後の主な課題	753

卷末資料

「成果指標」一覧	755
----------------	-----

第1章 総 説

本土復帰から50年の節目を迎えようとしている。

先の大戦において我が国唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、本県は焦土と化し、多くの尊い人命が失われた。昭和20年8月15日に終戦を迎えてからも、さらに27年にわたり米軍の施政権下に置かれ、昭和47年5月15日に日本本土への復帰を果たした。

本章では、本土復帰からこれまでの沖縄振興の背景や意義、目標等を総括し、5次にあたる現行計画での成果といまだ残る課題を明らかにする。そして、これまでの総括を踏まえ、今後の沖縄振興の基本的考え方や方向性を示す。

1 これまでの沖縄振興の総括

本土復帰に先立ち、沖縄振興開発特別措置法が昭和46年10月に第67回臨時国会、いわゆる沖縄国会で提案され、同年12月30日に可決・成立した。同法第1条では、「沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もって住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする」と規定されている。

国は、本県が抱える特殊事情にかんがみて、国の責務として沖縄振興に取り組むこととし、様々な特別の措置を講じている。

この特殊事情として、4つが示されている。先の大戦中に苛烈な戦禍を被ったことや沖縄が戦後四半世紀余にわたり我が国の施政権の外にあったこと等の「歴史的事情」、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の「地理的事情」、我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候にあること等の「自然的事情」、我が国における米軍専用施設・区域が集中していること等の「社会的事情」とされている。

この立法目的の趣旨については、現行法にも引き継がれ現在に至っている。

(沖縄振興開発計画)

沖縄振興開発特別措置法の規定に基づく「沖縄振興開発計画」（昭和47年度～昭和56年度）（以下「一次振計」という。）は、昭和47年12月に、内閣総理大臣によって決定された。復帰当時の沖縄振興に対する国の認識については、同計画の冒頭部分に見ることができる。計画作成の意義において、「戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、か烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。これらの格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめることは、長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる國の責務である」と記述された。

一次振計では、「沖縄の各方面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって

1 国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによって、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現すること」が計画目標とされた。

立ち遅れの著しかった社会資本の整備を早急に進め、本土との格差を是正するため、補助事業や国の直轄事業に関する補助率や負担率のかさ上げが制度化され、空港、港湾、道路等の交通体系の整備や、住宅、上下水道等の生活環境施設、保健医療施設、教育施設など各分野の補助事業や国直轄事業が展開された。また、沖縄振興施策を推進するための行政組織として設置された沖縄開発庁において、各省庁にまたがる沖縄振興予算を一括計上できる仕組みが構築された。

一次振計の策定時、我が国が高度経済成長期にあったことから、産業振興策については、当時の地域開発の手法が適用された。本島東海岸臨海部に工業団地を造成するとともに、北部水系のダム開発を促進し、工業用水の確保を図るなど、工業開発を推進することに重点が置かれ、産業振興の特別措置として「工業開発地区」と「自由貿易地域」の指定制度が設けられた。

このほか、本県のみを対象とし、政策金融を一元的かつ総合的に行う機関として沖縄振興開発金融公庫が設置された。

(第二次沖縄振興開発計画)

一次振計に基づく総合的な諸施策が講じられてもなお、本県は厳しい状況にあったことから、昭和57年3月に沖縄振興開発特別措置法の有効期限を10年間延長する改正が決定され、昭和57年8月に「第二次沖縄振興開発計画」（昭和57年度～平成3年度）（以下「二次振計」という。）が策定された。

本県の当時の状況については、二次振計の計画策定の意義において、本土との「格差が是正されていない分野があり、依然として自立的発展の基礎条件の整備は後れており、沖縄の経済社会は、依然として極めて厳しい状況にある」と記述された。二次振計においては、「引き続き各方面にわたる本土との格差の是正を図り、自立的発展の基礎条件を整備し、新しい生活像を目指して、平和で明るい活力ある沖縄県を実現すること」が目標として掲げられた。

二次振計においても前振計に引き続き、立ち遅れている社会資本の整備を早急に進めることなど本土との格差の是正に重点が置かれた。

(第三次沖縄振興開発計画)

二次20年にわたる振興開発計画によって、沖縄の経済社会は、観光リゾート産業等において成長が見られたが、本土との格差が是正されていない分野がなお存在し、自立的発展の基礎条件の整備は十分ではなく、依然として厳しい状況にあった。このため、平成4年3月に沖縄振興開発特別措置法が再度延長され、平成4年9月に「第三次沖縄振興開発計画」（平成4年度～平成13年度）（以下、「三次振計」という。）が策定された。

三次振計では、これまでの計画目標である「本土との格差は是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」が受け継がれ、これらに加えて「広く我が国経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」が目標に掲げられた。この新たな目標は、本県を特色ある地域として整備することが、広く我が国経済社会の発展向上にも有益である。

1 るとの認識から追加されたものであった。

2
3 新たに計画目標が追加されたことを踏まえ、本県は平成8年11月に「国際都市形成構
4 想」を策定した。同構想は、「『共生』の思想や『平和』を指向する沖縄の心を大切に
5 し、本県の『自立』を図ること」を基本理念とし、「自らの歴史・文化・自然環境等の
6 特性を生かした多面的交流を推進することにより、本県の自立的発展を図るとともにア
7 ジア太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域の形成」を基本目標とした。また、
8 同構想では、その実現に向けた主要プロジェクトの中で、情報関連産業の集積、自由貿
9 易地域の整備拡充、金融・投資等に係るオフショア機能の導入や貿易センターの整備、
10 内外に開かれた「経済特別区」の形成等を示している。

11 その後、同構想で示した産業経済分野を具体化するため、本県は平成9年11月に「国
12 際都市形成に向けた新たな産業振興策」を策定した。この中では、その基本方向とし
13 て、「自由貿易地域の新たな展開」「情報通信関連産業の集積促進」「国際観光・保養
14 基地の形成」の3分野を示し、この3分野を支える具体的な施策として、関税の免除、免
15 税店の設置など自由貿易地域制度の拡充・強化、税制上の優遇措置の創設、入国手続き
16 の簡素・合理化等が必要とした。

17 「国際都市形成構想」及び「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」は、昭和47年
18 5月の本土復帰から25年を迎えた本県が、沖縄のグランドデザインと、その実現に向け
19 た具体策を、本県自らが策定し示したものであった。

20
21 本県のこうした取り組みを踏まえ、第5次にあたる全国総合開発計画である「21世紀
22 の国土のグランドデザイン」（平成10年3月閣議決定）において、グランドデザインの
23 実現に向けた2つの特定課題として、「首都機能と東京問題」と並び「基地問題を抱え
24 る沖縄の振興」が取り上げられた。この中で、「沖縄の振興開発に当たっては、沖縄の
25 有する地理的・自然的特性と独自の伝統文化及び国際性豊かな県民性を生かしながら、
26 一地域の自立という視点を超えて、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の経済社会及び
27 文化的な発展に寄与する特色ある地域の形成を目指すという視点が重要である」とこと
28 ら、「このような発展の可能性を持つ沖縄は、「太平洋・平和の交流拠点（パンフィッ
29 ク・クロスロード）」と位置付けることができる」と記された。

30 また、国においては、平成10年3月に沖縄振興開発特別措置法を改正し、所得控除の
31 適用がある特別自由貿易地域制度や情報通信産業振興地域制度、観光振興地域制度、沖
32 縄型特定免税店制度など本県の振興開発のための特別の措置が新たに導入された。

33 こうした流れが4年後の新たな法律制定や計画策定へとつながっていく。

34
35 この当時、本県の観光リゾート産業は、平成13年度に入域観光客数が443万人と復帰
36 時（昭和47年度）の44万人から10倍に増加し、リーディング産業に成長した。また、情
37 報通信関連産業はコールセンターを中心に本県への立地が進み、新たなリーディング产
38 業として沖縄振興に位置付けられた。さらに、平成12年7月に、我が国初の地方開催と
39 なったサミット首脳会合が行われた。

40
41 （沖縄振興計画）

42 三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき諸施策が総合的に講じられ、社会資本の整備

1 を中心に、本土との格差が縮小するなど着実に成果が上がってきた。その一方で、全国
2 の約7割の水準にとどまる一人当たり県民所得や高い失業率など、沖縄振興開発特別措
3 置法の最終目的である「沖縄の豊かな住民生活の実現」に向けて、なお解決しなければ
4 ならない多くの課題を本県は抱えていた。

5
6 平成14年3月、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき「沖縄振興特別措
7 置法」（以下、「沖振法」という。）が可決・成立した。新しい時代における発展を展
8 望し、旧法の一部改正ではなく、本県産業の振興スキームを大胆に盛り込み、自立型經
9 濟の構築に向けた更なる総合的な取り組みを行うとの考えから、同法は新たな法律とし
10 て提出された。法律名については、主に社会資本の整備を想起させる「振興開発」では
11 なく、これを包含し、かつ、更に前向きな要素を持つ文言として「振興」が用いられた。

12
13 これまでの法律は、本土との格差是正を主たるねらいとして制定されていたが、沖振
14 法においては、本県に特別措置を講ずる根拠として「沖縄の置かれた特殊な諸事情」を
15 踏まえることは継承されつつ、本県の自立的発展に向けて、新たなリーディング産業に
16 育ちつつある情報通信産業の振興に資する「情報通信産業特別地区」の創設、製造業等
17 の高度化のための「産業高度化地域制度」や「金融業務特別地区」の創設など制度面で
18 大幅に拡充された。

19
20 沖振法の規定に基づく「沖縄振興計画」（平成14年度～平成23年度）は、これまでの
21 計画で使われた「振興開発」ではなく、「振興」を用いた新たな計画として、平成14年
22 7月に内閣総理大臣によって決定された。

23
24 同計画の中では、「本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけ
25 ではなく、沖縄の特性を十分に發揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める
26 必要」が打ち出された。また、計画目標では前計画から「自立的発展の基礎条件の整
27 備」が受け継がれ、「21世紀の国土のグランドデザイン」での位置づけを反映する形で
28 「我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化的な発展に寄与する特色ある地
29 域としての整備」が掲げられた。

30
31 このように、「沖縄振興計画」では、これまでの本土並といいう一元的な施策のみでは
32 経済的自立は困難であるとの認識に立ち、本土の他地域にはない沖縄の独自性・特性を
33 生かす施策を加えることによって、社会経済活動の範囲を拡大し、自立的発展の基礎条
件の整備を促進しようとした。

34
35 同計画期間中、いざなぎ景気を超える我が国の好調な経済状況が沖縄経済にも好影響
36 となり、沖縄ブームとも相まって平成23年度の入域観光客数は542万人となり、復帰後
37 の累計で1億人を突破した。また、新たなリーディング産業に成長した情報通信関連产
38 業についても、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進み、多くの
39 雇用が創出された。

40
41 （沖縄21世紀ビジョン）

42 本土復帰から40年の節目を目前に控え、本県は変革の時代を迎えていた。国際的に
は、冷戦構造が終結し、グローバル経済の進展、中国などアジア諸国の台頭、地球規模

1 の環境問題がクローズアップされていた。また、我が国においても、人口減少と急速な
2 少子高齢化が進行し、解決の道筋が不透明な変革の時代にあった。

3 その一方で、本県においては人口が増え続けることが見込まれ、豊富な若年労働力を
4 有する魅力的な地域ともなっていた。また、本県から東アジアの主要都市が航空機でお
5 おむね4時間の範囲内に収まることで日本の辺境から、東アジアの中心へと位置づけを
6 変えた。さらに、本県が有する豊かな観光資源に着目して国内のみならず、世界的なホ
7 テルブランドが進出してくるなど、アジア有数のリゾート地として認められつつあつ
8 た。

9 我が国においては、少子高齢化が進む中で高齢化対策に重きが置かれていたが、子
10 どもの数が多い本県にとっては、むしろ待機児童対策等の子育て支援が喫緊の課題と
11 なっていた。加えて、東西約1000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する離
12 島の定住条件の整備や、公共交通ネットワークの構築、米軍基地跡地利用等について
13 は、従来の全国一律の制度では十分に対応できない状況となっていた。

14 このような時代背景の中で、本県の未来を展望するためには、県民意見を基に沖縄の
15 あるべき姿、ありたい姿を示す、いわば「ニヌファ星（北極星）」のような、道標となる
16 長期的なビジョンの策定が必要との認識に至った。こうした認識の下、本県は、おお
17 むね2030年を目指とした長期構想「沖縄21世紀ビジョン」を平成22年3月に策定し
18 た。

19 「沖縄21世紀ビジョン」では、県民の参画と協働のもとに、県民全体で共有する沖
20 縄の将来像を描くことを一義的な目的とし、県民から寄せられた意見を集約して、「沖
21 縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる
22 島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、
23 「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」の5つの将来像を示した。

24 また、本県の特殊事情である地理的、自然的、歴史的、社会的諸事情に由来する「大
25 規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」、「離島の新たな展開」、「海洋島しょ圏
26 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」等を「克服すべき沖縄の固有課題」として整理
27 し、県民が求める将来像の実現のためには、これらの課題解決を図る必要があるとし
28 た。

29 この「沖縄21世紀ビジョン」は、県民意見を可能な限り尊重した上で、県民全体で
30 共有する将来像として集約したものであり、本県自らが初めて策定した総合的な長期構
31 想である。

32 (沖縄21世紀ビジョン基本計画)

33 「沖縄21世紀ビジョン」策定から2年後の平成24年3月に、沖振法が抜本的に改正
34 された。

35 その柱の一つは、本県の自主性を最大限に尊重するとの方針の下、従来は本県（沖縄
36 県知事）が原案を作成し、国（内閣総理大臣）が決定することとしていた「沖縄振興計
37 画」について、国は、国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を定める「沖
38 縄振興基本方針」を策定することとし、これに基づき、本県が「沖縄振興計画」を定め
39 るスキームに改正された。

40 1 また、もう一つの柱として、これまで沖振法と、「沖縄県における駐留軍用地の返還
41 2 に伴う特別措置に関する法律」の二つの法律に分かれて規定されていた駐留軍用地跡地
42 3 に関する規定について、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進
4 4 に関する特別措置法」に一元的に定めることとされた。これと併せて、給付金制度の拡
5 5 充や駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等が図られた。

6 6 7 沖振法の規定に基づき、平成24年5月11日に「沖縄振興基本方針」が内閣総理大臣に
7 8 よって決定され、5次にあたる沖縄振興計画としての性格も併せ持つ「沖縄21世紀ビ
8 9 ジョン基本計画」（平成24年度～令和3年度）（以下、「ビジョン基本計画」とい
9 10 う。）を、平成24年5月15日の復帰40周年を迎えた日に、本県自らが策定主体となって
10 11 決定した。

11 12 13 14 15 16 17 18 19 19 ビジョン基本計画では、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現と4
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 つの固有課題の解決を図り、同ビジョンの基本理念「時代を切り拓き、世界と交流し、
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』起きなわ」を実現することを目標として掲げ
31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 た。ビジョン基本計画の特徴は、豊かな自然環境のもと医療や福祉、保健が充実し、子
32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 どもから高齢者まで安全で安心に生活できる「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい
33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 社会の構築」と、沖縄はもとより日本全体がアジアの活力を取り入れる橋頭堡となるこ
34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 と等を目指す「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」を施策展
35 36 37 38 39 39 40 41 42 開の基軸として掲げ、これら2つの基軸の好循環によって沖縄の自立的・持続的発展を
36 37 38 39 39 40 41 42 図ることとした。

22 2 沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果と課題

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 ビジョン基本計画では、前述したように各施策に通底する2つの基軸的な考え方として、経済活動を支える「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と、利益を生み出す「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」との好循環を目指すこととしている。この2つの基軸に共通する枠組みとして、「将来像実現の原動力となる人づくり」を加えた3つの柱について、ビジョン基本計画での成果と課題を検証する。

30 (1) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 41 42 「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向け、ビジョン基本計画に掲げる施策を展開してきた結果、社会资本の整備や、リーディング産業である観光リゾート産業及び情報通信関連産業の成長など着実に発展してきた。また、本県の地域特性を活かした臨空・臨港型産業の集積など新たなリーディング産業も順調に成長している。県内の好調な経済状況を背景として、平成27年度の一人当たり県民所得は本土復帰以降で最も高い金額となり、平成30年の完全失業率は復帰以降で最も低い水準にある。

37 38 39 40 41 42 本県の社会経済は好調を持続しているものの、一人当たり県民所得は全国の約7割の水準にあり、本土復帰以降、全国最下位を脱しきれていない。また、非正規雇用率が全国一高く、特に若年者（15～34歳）の割合が高いことなど、自立型経済の構築はなお道半ばにある。

41 42 自立型経済の構築に向けては、本県の地域特性を生かした比較優位のある産業を育

成するとともに、農林水産業や製造業など域内産業の活性化を図ることが重要である。これにより、県外、海外から獲得した資本が域内に投下され、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状況を実現することが必要である。

本県の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つと指摘されており、生産性の向上をいかに図っていくかも豊かな住民生活の実現に向けた課題である。

特に、県内の全事業所の約99%を占める中小企業は域内産業の担い手であり、本県の生産性向上のためには、中小企業の生産性の向上を図ることが重要である。全国と比べて零細で経営基盤が脆弱な中小企業について、IT技術導入による経営合理化や人材育成等に取り組む必要がある。

また、安心して働く社会の実現に向けて、非正規雇用者の正規雇用化を促進するとともに、若年者を正規化し定着にまでつなげていくなど更なる正規雇用の拡大に向けた取り組みを推進する。

(2) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築

ビジョン基本計画に掲げる赤土等流出防止対策など自然環境の保全・再生、伝統文化の保全・継承、無電柱化など良好な景観の形成、「健康・長寿おきなわ」の維持継承、待機児童対策、介護人材の育成、離島・過疎地域における超高速ブロードバンド環境の整備、防災・減災対策等の各種施策を展開した。沖縄県「県民意識調査」の県民満足度について、ビジョン基本計画以前（平成21年）と現状（平成30年）とを比較すると、「豊かな自然が保全されていること」で22.9ポイント増、「魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること」で22.8ポイント増、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」で17.0ポイント増、「地震、台風等への防災対策が充実していること」で14.8ポイント増となるなど着実に成果が現れている。

この背景には、沖縄振興交付金制度（以下、「一括交付金制度」という。）を活用したきめ細やかな施策展開等が要因の一つと考えられる。

その一方で、全国の約2倍の水準にある子どもの貧困率や全国一高い保育所入所待機率など引き続き取り組むべき課題が残されている。また、入域観光客数の増加や経済活動の進展の中で、狭あいな島しょ県において自然環境の保全と経済発展の両立をいかに図っていくかも検討が必要である。さらに、本土復帰以降、ほとんどの離島において人口が減少していることや、本土から遠隔にあることを踏まえた大規模災害など社会リスクへの備え、米軍基地から派生する諸問題の解決など本県の特殊事情に由来する課題も多く残されている。

(3) 将来像実現の原動力となる人づくり

人材の育成は、資源に乏しい本県が発展していく上で、最も重要な柱である。我が国において少子高齢化が進み、人口減少社会となる中で、本県は出生率及び14歳以下の年少人口割合が全国一高く、数少ない人口増加県である。人口が増加し、若い人材が比較的多いことは、本県の強みの一つであり、人材育成は「沖縄らしい優しい社会の構築」と「強くしなやかな自立型経済の構築」という2つの基軸を下支えする基盤

である。

本県においては、幼児・学校教育から産業人材に至るまで様々な施策を展開してきた。これらの取組により、小中学生の学力は向上し、高校進学率や大学等進学率も着実に向上している。産業人材については、本県のリーディング産業の核となる観光人材や高度IT人材の育成や青年農業者の育成など様々な分野において人材育成に取り組み、幅広い分野で活躍している。

着実な成果の一方で、本県の中学生における学力や大学等進学率等いまだ全国水準に達していない部分もある。また、観光リゾート産業や情報通信関連産業については、高付加価値化が今後の重要な課題となっており、引き続き、今後の産業振興の方向性を見据えた産業人材の育成に取り組む必要がある。

3 今後の沖縄振興の基本的考え方

昭和47年5月の本土復帰以降、沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、各種施策が総合的に講じられ、社会資本の整備を中心にして本土との格差は縮小し、本県の経済社会は着実に発展している。

その一方で、復帰以降、一人当たり県民所得が全国最低の水準にとどまり、非正規雇用率は全国一高い状況にあるなど、沖縄が最終目的とする「沖縄の豊かな住民生活の実現」は十分とは言えない現状にある。

令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「沖縄は、成長が続くアジアに近く出生率も高い等の優位性と潜在力を有しており、日本経済再生の牽引役となるよう国家戦略として総合的・積極的な沖縄振興策を進める」との方針が示された。

本県の現状や国の責務として解決されるべき固有課題、国家戦略としての沖縄振興策の位置づけを踏まえ、今後も引き続き、沖縄振興のための特別措置が適用される必要があると考える。

今後の沖縄振興を考える上で重要な視点を次のとおり整理する。

まず第1に、本県は海洋島しょ県である。

本県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在し、本土から遠隔にあるという地理的事情と、我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候にある自然的事情を抱えている。このため、交通コストや生活コストなど経済発展の道筋及び経済構造等の前提が、鉄道網や道路網で連結した本土とは大きく異なる。

また、本県離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的經濟水域（EEZ）等の確保、並びに航空機や船舶の安全な航行、海洋資源の開発及び利用等に重要な役割を果たしている。

沖縄を取り囲む広大な海域を生かし、海底鉱物資源や海洋微生物等の海底資源の産業利用に向けた研究開発等を推進する海洋資源の開発拠点として、本県を位置付けることも可能である。また、海底鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査等の国家プロジェクトや生物資源活用に向けた産学連携プロジェクトの成果を活かし、海洋資源を

1 活用した新たな産業の創出も期待される

2 第2に、本県の米軍基地の存在である。

3 本県には、戦後70年余を経た今もなお、全国の在日米軍専用施設・区域が極端に集中して存在しており、米軍人等による犯罪や交通事故、米軍航空機騒音、環境汚染など多くの事件事故が発生している。また、人口が集中する中南部都市圏に市街地を分断する形で米軍基地が存在することから、都市機能、交通体系、土地利用等の面で制約となつておらず、経済発展の可能性が抑制されている。

4 土地面積の0.6%に過ぎない狭小な本県に広大な米軍基地が存在し続けており、この間、過重な基地負担の軽減を訴えてきたが、本県は今なお我が国の安全保障の大半を担い続けている。

5 第3に、人口減少対策である。

6 我が国においては、既に人口減少社会が到来している。一方、本県は、今後10年余は人口が増加することが見込まれているものの、新たな振興計画の期間中には、本県も人口減少社会になる可能性がある。人口が増加傾向にある現段階から人口の維持・増加に向けた総合的な対策を推進していく必要がある。

7 本県全体では人口が増加しているものの、離島においては、既にそのほとんどで人口減少が進んでいる。平成30年3月には、有人離島だった2島が新たに無人島となる等、定住条件の整備など離島の人口減少対策は喫緊の課題である。

8 域内マーケットに依存する本県経済においては、人口減少が県内産業の構造に大きな影響を及ぼすと予想されることから、その影響や課題等を分析し、経済成長や生活環境を維持していくための対策を検討する必要がある。

9 人手不足が深刻化する産業分野においては、必要な人材の育成や雇用のミスマッチ解消等の人材確保に向けた取組を強化する必要がある。女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、労働参加を促進する。また、外国人材の活用に向けては、国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉えながら、外国人材の受入れ拡大に向けた取組を推進する必要がある。

10 こうした労働力の確保と併せて企業の業務改善、情報通信技術の導入等の設備投資、人材育成に向けた取組等により、県内企業の生産性向上を促進する必要がある。

11 第4に、日本経済再生の牽引役ともなり得る本県の潜在力である。

12 本県の潜在力については、「沖縄振興基本方針」（平成24年5月内閣総理大臣決定）において「近接するアジア地域の経済発展や経済のグローバル化、人口減少社会の到来等我が国を取り巻く社会経済情勢が変化する中、沖縄はアジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロンティアの一つとなっている。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが、日本再生の原動力にもなり得るものと考えられる」と示されている。

13 アジアに近接する地理的特性を生かし、経済、学術、文化等における多角的な交流や平和交流、技術協力等の国際貢献活動といった交流を促進する中で、本県の潜在力は引き出されるものと考えられる。その際に、これまでの歴史の中で守り、育んできた自然

1 や風土、文化、平和を希求する「沖縄のこころ」など人々を魅了し惹きつける沖縄の2 「ソフトパワー」が本県の強みともなり得る。

3 これまでの沖縄振興の取組等により、好調に推移する県内景気や雇用情勢の改善、県内総生産や県民所得の増加等、沖縄経済は着実に成長しているが、アジア経済の成長に伴う急激な需要の拡大に対応が追いついてない領域も存在する。また、新たに出現する課題への対応も重要であり、本県の潜在力を引き出すための新たな仕組みも検討する必要がある。

9 第5に、SDGs Okinawaの推進である。

10 SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) は「誰一人取り残さない(包摂性)」を基本的理念として、平成27年(2015年)9月、国連総会において、2030年までに達成すべき社会課題解決の目標として採択され、行政、NPO、企業、市民、個人等が参加して、目標達成のために活動している。2030年に向けて、世界が一つになって持続可能な、よりよい社会を創ろうとする活動であり、環境、健康、食糧、教育、貧困、平和など17の目標が掲げられている。

11 国においては、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を立ち上げ、同年12月に「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとし、その達成に向けた8つの優先課題を掲げた「SDGs実施指針」を策定した。

12 県では、令和元年度より、全庁を挙げSDGsの取組を本格的に開始したところであり、国際社会の動向や国が策定した「SDGs実施方針」等を踏まえ、沖縄らしいSDGsの取組を全県的に推進し、持続可能な沖縄の発展(Sustainable Development Island Okinawa: SDIO)を目指していく必要がある。これにより、国、県、地域の平和的な発展とともに、国際社会が目指す持続可能な社会の構築に貢献していくことが重要である。

13 第6に、県土の均衡ある発展である。

14 県土の均衡ある発展に向けては、県内の各地域が、それぞれの特色を生かした地域づくりを行うとともに、こうした各地域の取組を連携させることが重要である。

15 貴重な動植物が生息・生育し、県内唯一の経済金融活性化特別地区を有する北部地域や離島地域においては、それぞれの地域特性を活かした振興に取り組む。

16 また、本島東海岸地域においては、もう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成することで、強固な経済基盤の形成を目指す必要がある。このため、大型MICE施設を核とした賑わいを東海岸一帯に連鎖させることが重要であり、広域的な観光展開や魅力ある観光まちづくり等の東海岸地域の活性化に向けた発展戦略について検討を行う。本島中南部東海岸地域には、斎場御嶽、中城城跡及び勝連城跡の3つの世界遺産が立地し、沖縄独自の歴史遺産とも調和したMICEエリアとして世界へ発信できる。

17 こうした東海岸地域の振興と、都市機能が集積する西海岸地域が連携することにより、県土の均衡ある発展につなげる。

1 4 今後の沖縄振興の方向性

ビジョン基本計画は、令和4年3月に終期を迎える。その後の10年間は、「沖縄21世紀ビジョン」が想定するおおむね20年の後期10年に相当する。今後の沖縄振興においても、現行計画の目標を継承して、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に創造する「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」の実現を目指す。

以下、5つの将来像と4つの固有課題ごとに、今後の沖縄振興の方向性を示す。

10 (1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

本県は、広大な海域からなる我が国唯一の亜熱帯海洋性の気候的特性を持ち、豊かな自然や独特的な文化など多様で貴重な地域資源を有している。この自然と歴史、伝統、文化は県民の誇りとなっており、「沖縄21世紀ビジョン」策定時の県民意見の中で本県の将来像として望む声が最も多かった項目である。

本県の豊かな亜熱帯の自然環境は、我が国にとっても貴重な資産であり、人を魅了し惹きつける力「ソフトパワー」を持つ。先人達から受け継いだ、これらの資産を劣化させることなく、次世代に引き継ぐことが求められている。

このため、自然環境の保全に向けた県民理解の促進や沖縄観光の魅力の強化につなげるとともに、生物資源の活用や環境保全の研究等を展開する「国立自然史博物館」を誘致し、沖縄の自然環境の魅力を世界に発信する。その際に留意すべきは、狭い島しょ性による環境負荷に対する脆弱さである。環境容量が小さい本県の自然環境と経済活動の両立のため、環境容量の測定や適正なルールを定めることも検討すべきである。

また、我が国の中期目標である2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）を見据ながら、国の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の取組を進め、沖縄らしい低炭素社会を目指していく必要がある。

沖縄文化の基層となる「しまくとうば」の使用機会の減少、伝統芸能や伝統工芸の後継者不足、島々に伝わる伝統行事の衰退等が課題となっていることから、文化の保全・継承に向けて取り組む。

あわせて、沖縄らしい風景づくりを推進し、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる地域を創造するとともに、誰もが快適に暮らせる人に優しい街づくりに取り組む必要がある。

36 (2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

本県の風土や食文化等に支えられた健康・長寿、「イチャリバチョーダー」、「ユイマール」等の沖縄の心に根ざした相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な地域社会を創造していく上で欠かすことのできない重要な要素である。

また、大規模な自然災害、感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るために、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりの推進が重要である。

住み慣れた場所で共に支え合い、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進することは、県民の暮らしの基本となるものであり、人々の高次元のニーズである。先進国が更に発展するためには、健康・長寿、安心・安全、快適・環境といった高次元のニーズへの対応が必要であると言われており、沖縄の「ソフトパワー」は、これらニーズに対応し、我が国をポスト先進国に押し上げる力を有することから、その機能を強化する必要がある。

本県の出生率及び年少人口割合は全国一高く、相対的に子どもの多い県である。子どもたちが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、効果的な支援や環境づくりを行うとともに、経済成長を実現しながら、その効果を所得の向上に繋げていく必要がある。また、保護者支援に当たっては、所得水準の高い職種等への転職やキャリアアップのためのスキル習得の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組等を促進する必要がある。

15 (3) 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

我が国においては人口減少や少子高齢化が進行し、国際的には中国を始めとするアジア諸国の台頭、グローバル経済の進展など本県を取り巻く環境は変化している。自立型経済を構築し、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会をどう築いていくのかが求められている。

本県は、地域特性を活かした比較優位のある産業の振興により、観光リゾート産業や情報通信関連産業が着実に成長し、臨空・臨港型産業が新たなリーディング産業へと成長しつつある。引き続き、比較優位のある産業を振興し、農林水産業や製造業など域内産業を活性化させることで持続的に発展する好循環を創出する必要がある。

本県の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つと指摘されている。高付加価値型産業への転換を図り、産業の高度化に対応できる人材育成等に取り組むことも重要である。

観光リゾート産業については、アジアを始めとする世界の観光需要の拡大に対応できる、供給面の対応が必要である。多次元の観光ニーズに対応できる多様化や高付加価値化、富裕層等の高次元のニーズに対応できる施設やノウハウの検討を進めていく。豊かな自然環境、伝統芸能、空手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティ等の沖縄の「ソフトパワー」を生かした高次元の付加価値の高いツーリズムを展開し、高次元のニーズに対応できる観光リゾート地の形成を目指す。

情報通信関連産業については、新技術の導入やイノベーションの創出を支援するとともに、従来の受注型から提案型のビジネスモデルへの転換を図り、産業の高付加価値化を促進する必要がある。また、沖縄ITイノベーション戦略センターを活用し、情報通信関連産業の高付加価値化や観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど、様々な産業との連携、新規ビジネスの創出等を促進していく。

本県の地理的優位性を生かした新たな産業が集積しつつあり、先端加工産業やバイ

1 才医療関連産業等の高次元のニーズに対応する産業の集積を加速する。また、沖縄科学技術大学大学院や琉球大学、沖縄高等専門学校等の先端的な研究成果を円滑に県内産業の振興やイノベーションの創出につなげるシステムの構築が必要である。

2 国際物流機能を生かし、アジアを始めとする海外市場のニーズに対応した泡盛や農林水産物等の県産品の販路拡大や企業の海外展開促進、アジア市場に展開する先端技術やノウハウを具備した内外の企業を沖縄に誘致する戦略の検討を進めていく。

3 第四次産業革命（Society 5.0）等の新技術の実用化研究や新ビジネスモデルの実証試験等を円滑に実施できる環境を整え、国内外の先端的な開発プロジェクトや新ビジネスの展開の動きを本県に取り込む。また、外国人観光客等のアジアのマーケティングに関するビッグデータを利用し、本格展開前のビジネスの実験場を整備することも検討する必要がある。

(4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

1 地球規模で人、モノ、資金、情報等が行き交う現代においては、東アジアを中心位置する本県の特性は、様々な分野での交流と共生の中で發揮される。中国が世界第二の経済大国となり、中国と台湾との関係、北朝鮮の非核化の問題など東アジアの動向は世界中から注目されている。こうした状況下において、地理的特性や沖縄の「ソフトパワー」を生かして、本県がどのような役割を担っていくのか検討が必要である。

2 かつて琉球王国の時代においては、日本、中国、韓国、東南アジア諸国との交流を続け、戦後は米国からの影響も受けたなど多様な地域との交流を蓄積してきた。こうした歴史的体験から、親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神を育んできた。

3 先の大戦での悲惨な経験からの平和を希求する「沖縄のこころ」、人権尊重と共生の精神を基に、伝統、文化、自然環境など沖縄の「ソフトパワー」を生かした国際社会への貢献を図り、アジアを始め世界を結ぶ架け橋「万国津梁」となることが求められる。

4 本県が有する強みを生かし、経済、学術、文化など多角的な交流や技術協力等の国際貢献活動といった交流を促進するとともに、科学技術振興、新産業創出、国際貢献等を視野に、国際共同研究を促進する生物多様性条約の対応を含めたアジアの国際共同研究の拠点化に向けて取り組む。また、我が国とアジアをつなぐビジネス・フロンティアとして、海外展開や投資を促進するためのビジネス支援機能の充実やビジネス交流拠点の形成に向けて取り組む。

(5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

5 資源が少ない本県が発展する最大のより所は人材である。

6 我が国において人口減少・少子化が進行する中において、本県は出生率及び年少人口割合が全国一高く、若い世代が多いことが強みの一つである。将来進むべき方向性を見据え、若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要で

1 ある。

2 グローバル化の進展や第四次産業革命（Society 5.0）など、社会の急激な変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、幅広い知識の取得と確かな学力の向上、これらを活用して様々な課題を解決する上で必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力を育むとともにキャリア教育を推進する必要がある。

3 島しょ県という地理的事情を抱える本県において、教育に係る負担軽減の取組や学習環境の向上を図るなど、全ての県民が地理的・経済的原因等に左右されない公平な教育機会の確保に向けた環境整備に取り組む。これから本県の担い手として必要な知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付けた人材を育成し、長期的に沖縄の発展へつなげるために、高等教育を受ける機会の創出及び環境整備等の諸施策を推進していく。

4 アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を促進するとともに、多様なスキル習得の環境づくりに取り組む必要がある。

5 県内産業の国際化の対応に向けては、企業人材等に対する海外留学・研修の派遣支援や外国語習得セミナー開催など様々な人材育成の取組を強化する必要がある。

6 第四次産業革命の動きにより、将来的な高度IT人材の需要増加が見込まれるため、高度なITスキルの習得支援等の強化に向けて取り組む。

7 高等教育において、起業を含めた人材の育成や国際的な人材交流に取り組み、新たなビジネスを切り開く、イノベーション人材の創出を促進する。また、雇用吸収力や付加価値の高い産業への再就職やキャリアアップ等に必要な専門スキルの習得等を支援する取組も必要である。

(6) 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

8 本県には、全国の米軍専用施設・区域面積の約70%が集中しており、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音や水質汚濁等の問題は、県民に大きな影響を及ぼしており、これらの抜本的な対策を引き続き求めていく。

9 これまでに返還された駐留軍用地跡地においては、土地区画整理事業等の公共事業、民間による開発が実施され、公共施設の整備や、商業施設、住宅等が建設される等、地域振興を図る上で重要な役割を果たしている。今後返還が予定される駐留軍用地において、速やかに事業着手するために、返還前から公共用地取得や文化財調査等に取り組むほか、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に引き出せるよう、国及び関係市町村と連携し、計画的な跡地利用に取り組む。

10 今後返還される駐留軍用地の跡地は大きな発展可能性を有しており、新たなビジネス拠点となり得るとともに、交通インフラの整備や、自然や歴史を保全・再生するための貴重な空間である。

11 駐留軍用地の跡地開発が県土構造を再編する好機であることを踏まえ、返還予定期

1 の跡地利用に向けた計画の策定を着実に進め、計画の策定にあたっては、圏域、地域
2 の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き
3 出すとともに、発展の推進力となる均衡あるデザインを検討する必要がある。

4 跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟
5 呑し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けて産業の集積と育成を図る必要が
6 ある。

7 (7) 離島の条件不利性克服

8 国境離島を含む本県離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）の
9 確保など重要な役割を果たしている。また、広大な海域に賦存する様々な海洋資源
10 は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を秘めている。さらに、離島は、それ
11 ぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有しており、離島の多様性は沖縄観光の
12 大きな魅力となっている。

13 その一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ
14 （離島苦）」を生み、雇用機会も少ないこと等から人口流出や高齢化の要因となっ
15 ている。こうした現状を踏まえ、離島の暮らしを守り発展させ、地域資源を持続的に活
16 用する仕組みの構築や地域の担い手の育成等を進める。また、広大な海域を有する本
17 県の離島の重要性を再確認し、新たな政策導入を含む有効な振興策等をいかに展開し
18 ていくかが課題である。

19 地域の魅力を活かした観光振興や地域特性に合わせた農林水産業の振興に取り組
20 み、地域の雇用創出やU J Iターンの促進につなげるとともに、海洋産業の拠点を離
21 島に設置するなど新たな産業の振興を検討する。

22 また、子育て・教育環境の充実、医療・介護サービスの確保、ライフライン・情報
23 通信の充実など離島・過疎地域の定住条件の整備を積極的に展開する。

24 離島空港や港湾は離島の玄関口であり、その機能の維持又は充実に向け、施設等の
25 修繕や機能強化に取り組む。

26 (8) 海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

27 広大な海域に散在する多くの離島で構成される本県にとって、県内外を結ぶ交通ネ
28 ットワークの確立・強化は、全域の持続的な発展を支えていくために必要不可欠である。
29 また、近年のアジア諸国との経済成長により、東アジアの中心に位置する地理的特
30 性は、近隣諸国・地域との人流・物流面においては大きな優位性へと変化し、自立型
31 経済の構築だけではなく、本県が今後の我が国の成長とアジア・太平洋地域との交流
32 に貢献する地域として発展する可能性を内在している。

33 一方で、本県は、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながっていない島しょ県
34 であり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られている。このため、他の都道府
35 県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となり、人的・物的移動の大きな障害
36 になっているほか、製造業や農林水産業など各種産業の発展を妨げる一因となっている。
37

1 かつて本県には沖縄県軽便鉄道が走っていた。先の大戦で壊滅されてから復旧され
2 ることがないまま現在に至り、本県は基幹的公共交通システムである鉄道を有していない
3 唯一の県となっている。加えて、広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な
4 市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大等の歴史的・社会的
5 事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を
6 生じさせてきた。

7 広域交流拠点の那覇市と北部圏域の中心都市である名護市を1時間で結ぶ鉄軌道の
8 導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら調査研究を
9 推進し、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道を研究する
10 必要がある。

11 また、鉄軌道・フィーダー交通等の連絡による、南部圏域、中部圏域、北部圏域の
12 有機的な骨格軸については、更なる研究が必要である。

13 道路の整備については、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネット
14 ワーク等、体系的な幹線道路網の構築を図るほか、主要渋滞箇所において交差点改
15 良を行う渋滞ボトルネック対策に取り組む必要がある。

16 (9) 地方自治拡大への対応

17 人口減少や高齢化が進む我が国の中で、本県は今後10年余り人口が増加することが
18 預測され、出生率の高さを背景とした子育てに関する課題が本県の重要課題となっている。
19 また、本県が抱える特殊事情に基づく政策課題は、他都道府県とは性格を異にしており、全国一律の政策によっては十分な効果が得られない等の課題がある。

20 沖振法第1条では「沖縄の自主性を尊重」することが規定されており、「沖縄振興
21 基本方針」（平成24年5月内閣府総理大臣決定）においては「沖縄の優位性を生かした
22 自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現のための施策を、沖縄が自ら主体的に講
23 ザることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興計画
24 の策定主体を国から県に移行し、より自由度の高い交付金制度を創設」したとしている。

25 本県は自主的・主体的な取組として、平成22年3月に長期構想「沖縄21世紀ビジ
26 ョン」を策定し、同ビジョンの実現を目指し沖縄振興計画としての性格も併せ持つ
27 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を平成24年5月に策定した。また、県が自主的な
28 選択に基づいて実施できる一括交付金制度を活用して、県民ニーズの変化に柔軟かつ
29 迅速に対応して地域課題の解決に成果をあげている。国家戦略特区制度を活用した規
30 制改革においても、本県の喫緊の課題解決や強みを伸ばすため、既存の枠組みを超
31 えた取組を行っている。

32 我が国においては、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、国と地方との関係が
33 上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、平成18年12月に地方分権改革推進
34 法が成立して以降は、国と地方の役割分担の継続的な見直しが進んでいる。

35 地方分権改革とは、住民の身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担
36 う。

1 うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組
2 むことができるようとするための改革である。

3 こうした地方分権の流れの中で、地方自治の拡大につながる取組を積極的に推進
4 し、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の
5 枠組みを求めていく必要がある。

6
7
8
9 **5 本報告書の位置付け**
10 第1章では、本土復帰からこれまでの沖縄振興を総括した。その上で、現行計画での
11 成果と課題を概観し、今後の沖縄振興の方向性等を示した。各分野の詳細な検証につい
12 ては、第2章以降で行っている。

13 第2章では、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と「日本と世界
14 の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」、「将来像実現の原動力となる人づ
15 くり」の3つの基軸に沿って、本土復帰50年の長期的観点から検証し、現状と課題を明
16 らかにしている。

17 第3章から第5章においては、現行「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の計画期間を
18 対象にして、基本施策や克服すべき沖縄の固有課題など計画体系に沿って、目標とする
19 すがたの状況や成果指標の達成状況等を検証し、成果と課題及び対策等を整理してい
20 る。

21
22 本報告書は、沖縄県振興審議会での審議をはじめ県民意見をいただくための素案とし
23 て取りまとめたものである。特に、第1章「3 今後の沖縄振興の基本的考え方」「4
24 今後の沖縄振興の方向性」については、現段階における県の考え方をまとめたものであ
25 り、沖縄県振興審議会をはじめ、広く県民からの意見を求め、必要な見直しを行ってい
26 きたいと考えている。

27
28